

業 務 委 託 特 記 仕 様 書

1. 適用

- ① 本仕様書は、4公委第2号 公園遊具点検業務委託（以下「本業務」という）に適用する。
- ② 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

2. 業務の実施

- ① 本業務は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(平成26年6月国土交通省)に基づき、本町の所管する都市公園、その他の公園、緑地及び保育園を対象に定期点検を行うものである。
- ② 本業務における点検作業は、JPFAが認定する「公園施設製品安全管理士」または「公園施設製品整備技士」「公園施設点検管理士」「公園施設点検技士」またはこれと同等の能力と経験を有する技術者が行うこと。
- ③ 本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

3. 点検の実施

- ① 定期点検は、目視・触診・聴診・打診あるいは測定機器を使用して行う点検であり、「劣化診断」の点検を行うこと。
- ② 点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施し、その結果について報告すること。
- ③ 定期点検では、施設の使用に関する総合的な判定を行うため、点検と判定をより確実にする「写真台帳」を作成すること。

写真台帳を作成するにあたり、各公園の全景、施設ごとの全景及び点検により発見した不良箇所の写真撮影を行うこと。

定期点検表を作成するにあたり、各公園の施設ごとに補修項目及び塗装項目において下記のとおり各4段階による判定を下すこと。

・補修

A：現状は異常がなく、修繕の必要はない

B：やや劣化及び摩耗の兆しはあるが、現状では修繕の必要はない

C：部分的に劣化及び摩耗があり、計画的な修繕を要する

D：重要な部分に異常、又は全体に老朽化しており至急対処が必要

・塗装

1：現状は再塗装の必要はない

2：やや色褪せ、又は錆の兆しはあるが、現状では再塗装の必要はない

3：全体に錆・塗装の剥離があり、再塗装が必要

4：錆、塗装の剥離が著しく、使用に支障をきたすため、至急再塗装が必要

- ④ 点検結果を基に、劣化診断と規準診断において公園施設ごとに A・B・C・D の 4 段階による総合的な判定を下すこと。
- ⑤ 点検を行う場合にはあらかじめ施設管理担当者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況聴取し、点検の参考とすること。また、前回の報告書より各公園において、判定基準ごとに施設の一覧表を整理すること。

4. 安全管理

- ① 点検従事者は点検作業中の安全を守るために必要な処置を適宜講じなければならない。
- ② 点検作業においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの無いように十分な安全対策を講ずること。
- ③ 点検の結果、使用禁止が妥当と判断される遊具については、ロープやネット等で使用できないように処理するとともに使用禁止表示を行い利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて施設管理担当者に速やかに連絡すること。

5. 報告書の提出

- ① 報告書の様式は、(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する基準 JPFA-ID-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成すること。
- ② 報告書の提出については、次のとおりとする。
 - ・定期点検総括表 一式 2部
 - ・定期点検表 一式 2部
 - ・写真台帳 一式 2部
 - ・電子データ (CD) 一式 1枚

※書類データは WORD/EXCEL とする。

6. その他

- ① 当該契約を履行するための個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」の規定を遵守すること。